

警 視 庁 交 通 部 長  
各 道 府 県 警 察 本 部 長  
各 方 面 本 部 長  
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長  
(参考送付先)  
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長  
科 学 警 察 研 究 所 交 通 科 学 部 長

原議保存期間	3年(令和6年3月31日まで)
有効期間	二種(令和2年12月31日まで)

警 察 庁 丁 運 発 第 7 6 号  
令 和 2 年 5 月 7 日  
警 察 庁 交 通 局 運 転 免 許 課 長

運転免許センター等の一時閉鎖等を解除する場合の留意事項について(通達)

運転免許センター及び警察署等(以下「運転免許センター等」という。)を一時閉鎖等する場合の留意事項については、「運転免許センター等を一時閉鎖する場合の留意事項について(通達)」(令和2年4月13日付け警察庁丁運発第65号)によって指示しているところであるが、今般の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(同年5月4日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下単に「基本的対処方針」という。)の改定等を受け、運転免許センター等の一時閉鎖等を解除する場合の留意事項を下記のとおりとすることから、各位におかれては、対応に遺漏のないようにされたい。

## 記

### 1 解除時期

基本的対処方針においては、特定警戒都道府県とそれ以外の特定都道府県(緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県)では、感染の状況等が異なることから、特定警戒都道府県においては、引き続き、これまでと同様の取組が必要である一方、それ以外の特定都道府県においては、「三つの密」の回避を中心とした、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行していくこととされた。

については、管内の新型コロナウイルス感染症の感染状況や、基本的対処方針及び「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」(令和2年5月4日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)に基づく、催物の開催制限・自動車教習所等の施設の使用制限等の緩和、学校の再開の状況等を踏まえ、都道府県知事部局や関係団体等との適切な連携の下、決定すること。

### 2 解除方法

#### (1) 段階的解除の検討

必要性に鑑み、認知機能検査・高齢者講習と一般更新手続の再開の時期をずらすなど段階的解除を検討すること。

#### (2) 集中混雑の防止

以下の例を参考に、来庁者の集中混雑を避けるための具体的措置を検討・実施すること。

- ・ 学科試験、更新手続における予約制の導入

- ・ 日曜日の更新手続の停止又は予約制の導入

なお、当分の間、更新手続については、郵送申出による更新・運転可能期間の延長措置の活用等による来庁自粛を積極的に広報すること。

### 3 感染予防対策の徹底

一時閉鎖等の解除後も、「運転免許行政における今後の新型コロナウイルス感染症対策について（通達）」（令和2年4月13日付け警察庁丁運発第64号ほか）のほか、基本的対処方針、前記事務連絡及び「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和2年5月4日付け新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）」に基づく感染予防対策の徹底に努めること。

### 4 その他

- 教習所に委託している業務についても同様の考え方で再開等を検討すること。
- 都道府県警察ウェブサイトや安全運転相談その他の個別相談等を通じて解除等の状況の周知に努めること。
- 今後の解除の時期等について、別添様式を用いて、電子ファイルの形式で事前に下記担当まで報告すること。

○運転免許センター等の閉鎖解除に伴う業務対応について

報告担当者	
都道府県	
所属	
氏名	
警電	

業務内容		第1段階		第2段階	
解除予定日			集中混雑防止策		
広報予定日			集中混雑防止策		
更新	センター等				
	警察署等				
有効期限延長措置					
認知機能検査					
高齢者講習					
運転免許試験	学科試験				
	技能試験				
その他試験業務(限定解除等)					
外国免許切替(知識・技能)					
記載事項変更					
免許証再発行					
特定失効者の再取得					
免許証自主返納					
国外免許証発行					
停止処分者講習					
取消処分者講習					
違反者講習					

※ 凡例

○・・・実施する

▲・・・原則実施しないが、やむを得ない者及び希望者等に対し実施

×・・・実施しない

第3段階以降の計画がある場合は、適宜枠を増やして記入してください。2ページ以上に渡っても構いません。